

(別紙)

## 女性の起業支援業務委託仕様書

### 1. 業務名

女性の起業支援業務

### 2. 委託期間

契約成立日から平成28年3月31日まで

### 3. 委託業務の内容

委託業務の内容は、起業家養成セミナー・個別相談会の事前準備【講師・ロールモデル（先輩起業家）・相談員の手配、会場の確保、カリキュラムの作成、テキスト・アンケートの作成等】、起業家養成セミナー・個別相談会当日の運営、報告書の作成とする。

#### ・起業家養成セミナーの開催

##### (1) 開催日

平成27年10月19日（月）から平成28年2月26日（金）までの平日のうち7日間

##### (2) 開催時間

10時から16時の間の6時間以内とし、うち昼食休憩時間は1時間とすること。

##### (3) 会場

奈良県内

##### (4) 対象

- ①起業を目指す女性 40名程度
- ②受講者の募集・決定は県が行うものとする。

##### (5) 内容

- ①起業家養成セミナーは以下のテーマの内容を含み、本業務委託の趣旨に沿って構成するものとする。
  - ・起業に関する実践的な知識を得る
  - ・事業計画の策定
  - ・先輩起業家の体験談
  - ・業種別セミナー（7日間のうち、1日もしくは2日）
- ②起業家養成セミナーの評価を行うため、終了時にアンケートを実施するものとする。

##### (6) その他

- ①テキストの作成には、印刷・製本を含むものとする。
- ②起業家養成セミナー及び事務に係る消耗品及び備品、会場および会場の設備の使用に要する費用は受託者の負担とする。

#### ・個別相談会の開催

##### (1) 開催日

起業家養成セミナーの開催日に個別相談会を併せて行うものとする。

##### (2) 開催時間

起業家養成セミナーの開催時間内に行うものとする。

- (3) 会場  
起業家養成セミナーの会場と同じ。
- (4) 対象
  - ①起業を目指す女性、創業後間もない女性（起業家養成セミナー受講者以外の利用も可能）
  - ②利用者の募集・決定は県が行うものとする。
- (5) 内容  
起業家養成セミナーに併せ、専門家（中小企業診断士、税理士等）2名以上による個別相談会を開催
- (6) その他  
個別相談会及び事務に係る消耗品及び備品、会場および会場の設備の使用に要する費用は受託者の負担とする。

・報告書の作成

起業家養成セミナー・個別相談会日程終了後に、受託者は速やかに起業家養成セミナー・個別相談会の実施状況及び評価について報告書を作成し、6部を提出するものとする。

なお、受託者は、報告書がより効果的に作成されるため、必要に応じて県と打ち合わせを行うものとする。

4. その他

- (1) 事業の成果は県に帰属するものとする。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、受託者は県の指示を仰ぐものとする。また、その他必要な事項については県が受託者に指示し、受託者はこれに従うものとする。
- (3) 別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

<別紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適性に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法7条の規程の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額を言う。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同条第3条第4項に規定する任意継続被保険者をのぞく）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、または本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。